

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 2月27日
【会社名】	株式会社ホテル、ニューグランド
【英訳名】	HOTEL NEWGRAND CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 濱田 賢治
【本店の所在の場所】	横浜市中区山下町10番地
【電話番号】	045(681)1841 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務人事部長 上島 和寿
【最寄りの連絡場所】	横浜市中区山下町10番地
【電話番号】	045(681)1841 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務人事部長 上島 和寿
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年2月26日開催の当社第137回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年2月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭とする。

配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円とする。

なお、配当総額は29,025,320円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年2月27日とする。

2. その他剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目とその額

買換資産圧縮積立金 100,000,000円

増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 100,000,000円

第2号議案 株式併合の件

平成27年6月1日をもって単元株式数を1,000株から100株に変更し、当社普通株式5株を1株に併合する。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 事業目的の変更

今後の事業領域拡大に備えるため、事業目的の追加ならびに文言の整理と配列の見直しを行う。

2. 発行可能株式総数及び単元株式数の変更

第2号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第6条の発行可能株式総数を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため現行定款第7条を変更するものである。なお、本変更につきましては、第2号議案における株式併合の効力発生日である平成27年6月1日をもって効力を生じる旨の附則を設けるものである。本附則は、株式併合の効力発生日経過後、削除するものとする。

第4号議案 取締役10名選任の件

取締役として、原 範行、濱田賢治、吉田一継、里見辰彦、野村弘光、上野 孝、宇佐神 茂、岸 晴記の8氏が再選され、新たに佐々木寛志、清水三省の両氏が選任された。

第5号議案 監査役2名選任の件

監査役として、野村哲也、岡崎真雄の両氏が再選された。

第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり退任取締役宇野公博、三村智之、佐野 剛の3氏に対し、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	4,230	1	0	(注)1	可決(92.28%)
第2号議案	4,230	1	0	(注)2	可決(92.28%)
第3号議案	4,230	1	0	(注)2	可決(92.28%)
第4号議案				(注)3	
原 範行	4,229	2	0		可決(92.26%)
濱田 賢治	4,229	2	0		可決(92.26%)
吉田 一継	4,229	2	0		可決(92.26%)
里見 辰彦	4,229	2	0		可決(92.26%)
野村 弘光	4,229	2	0		可決(92.26%)
上野 孝	4,229	2	0		可決(92.26%)
佐々木 寛志	4,229	2	0		可決(92.26%)
清水 三省	4,229	2	0		可決(92.26%)
宇佐神 茂	4,229	2	0		可決(92.26%)
岸 晴記	4,229	2	0		可決(92.26%)
第5号議案				(注)3	
野村 哲也	4,229	2	0		可決(92.26%)
岡崎 真雄	4,229	2	0		可決(92.26%)
第6号議案	4,229	2	0	(注)1	可決(92.26%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日午後5時30分までの議決権行使書面提出分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、すべての議案は可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以 上